

令6福個答申第2号
令和6年12月2日

福岡市教育委員会
教育長 石橋 正信 様
(指導部高校教育課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 永 星 浩 一
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき、令和5年2月8日付け教高第161号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第175号

「特定小学校における特定会議の記録に記載された個人情報」の開示請求

答 申

1 審議会の結論

「特定小学校における特定会議の記録に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 令和4年9月20日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

「〇〇年度 福岡市立特定小学校における

- ・ 〇〇年〇月〇日実施 第1回いじめ防止対策委員会議事録
- ・ 〇〇年〇月〇日実施 第2回いじめ防止対策委員会議事録

以上の議事録は請求者の子に対するいじめ加害行為の事実関係調査である。

第1回いじめ防止対策委員会は、参加直前、校長より、一方的に参加を延期させられたため、当事者抜きでのいじめ防止対策委員会となっている。

第2回いじめ防止対策委員会は、請求者が出席し発言を求められた記録、及び請求者に対する出席委員の質問及び応答等が記録されている。」（表現を一部補正）

- ② 令和4年9月29日、実施機関は、開示決定等の期間を延長し、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 令和4年10月19日、実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、「〇〇年〇月〇日実施 第1回いじめ防止対策委員会記録（以下「本件記録1」という。）」、「〇〇年〇月〇日実施 第2回いじめ防止対策委員会記録（以下「本件記録2」という。）」及び「〇〇年〇月〇日実施 第2回のつづきいじめ防止対策委員会記録（以下「本件記録3」という。）」を特定し、そのうち、本件記録2についてはその全部を開示する処分を行い、本件記録1及び本件記録3の各一部を条例第20条第5号に規定する非開示情報に該当するとして非開示とし、その余の部分を開示する処分を行った。
- ④ 令和5年1月12日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び令和6年4月17日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 議事録の作成について

ア 公文書は基本的に管理上のファイル番号記号の他、その作成名義人や必要な稟議過程を明示するための確認印を伴う。本件開示文書にはそれらの公文書としての属性を示す徴憑が一切存在しない。つまり「怪文書」である。

イ 福岡市には福岡市公文書規程があり、福岡市教育委員会には福岡市教育委員会公文書規程が存在する。つまりいじめ防止対策委員会が作成する公文書もこの文書管理規程に従った様式を持つものとして存在するし、存在しなければならない。

ウ 他に別の文書があるのではないかという問題ではなく、正しいいじめ防止対策委員会の議事録を開示してもらいたい。

② 非開示部分について

ア 実施機関は、黒塗り隠蔽した理由を、委員の自由な意見の形成等を担保保全するためと主張するが、そうであれば、委員の氏名を黒塗りすれば足り、発言内容まで隠蔽する合理的理由はない。

イ この隠蔽は論理的に委員会が結論を出すまでの期間、時限的に認められるもので、委員会が事件について所定の結論を出して学校に報告して以降には認められない。本審査請求申立時点で既に校長及び新委員長から（調査は終了し）提言を受けたのでその内容を「口頭」で説明したい旨の連絡を受けている。既に不開示理由そのものが現在では根拠を失っている。

ウ 当事者・関係者の証言や物証が「重大事態たるいじめ」かどうかについて、いじめ防止対策委員会の提言の形成過程（結論の評議）での各委員の意見・見解については不開示理由（条例第20条第5号）に該当する場合もありえるが、まだ、被害者の証言聴取の段階、加害者側の聴聞調査が未実施の段階の第2回本件委員会において、そのような議論がされることは明白な背理である。

エ 委員会の委員の業務はその書証に記載された事実が真実か否かの検証確認行為が必要な具体的な調査行為となる。当然、それらのいじめ行為についてさらに詳細な質問調査が行われ、それらも記載されることにより、真実としてのいじめ行為の論理的実在が判断される。

最終的な事実認定は反対当事者である加害児童とその保護者、加害担任への聴聞調査の結果を総合的に検討審議して結論される。この段階にない（判断するに熟していない）時点で、つまり評決・検討審議段階にしか存在しえない委員の見解・意見が議事録に存在する前提の今回の不開示理由は明らかに条理に反し失当である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び再弁明意見書並びに令和6年2月21日及び令和6年5月22日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 議事録の作成について

ア 特定小学校いじめ防止対策委員会が記録のため残した本件記録1から本件記録3を請求対象の文書と特定した。各委員会の議事の要旨を記載した本件記録1から本件記録3以外の公文書は存在しない。

イ 文部科学省の指針や教育委員会のマニュアルにおいて、いじめ防止対策委員会の議事録は必ずしも作成しなければならないものではない。公文書とは、職員が職務上作成及び取得し、組織的に用いるものであり、全ての公文書に文書記号・番号等があるわけではない。また、文部科学省の指針や教育委員会のマニュアルでも、いじめ防止対策委員会の議事録について、文書記号や文書番号、会議出席者名、責任者名などの記載内容は定められていない。

ウ 特定小学校いじめ防止対策委員会は、第2回のつづきの会の後、第3回委員会が令和○年○月○日に開催されており、これらの委員会の記録については、教員である出席委員の一人が委員会でのやり取りをメモし、不確かな部分を録音で確認するなどして、校長の指導を受けながら原案をまとめ、次回までに委員長の確認、了承を得て確定させた。なお、委員会の記録を作成した時点で録音は消去している。

エ 委員会の記録を基に作成した「特定小学校いじめ防止対策委員会 報告書（以下「報告書」という。）は、第3回委員会での意見を踏まえ、教員である出席委員の一人が会議後に報告書案を作成し、校長・委員長の承認を経てまとめられた。なお、報告書の日付は、本件決定前の令和○年○月○日となっているものの、○月○日に校長から審査請求人に対し、報告書の交付とその説明をさせてほしい旨の手紙を出していることから、報告書確定日の確認はできていないが、その前後に委員長の承認を得て報告書が確定したと認識している。

オ 委員会の記録以外の会議資料としては、会議次第のほか、学校が当事者の聞き取りに基づき事案の経緯を記載した資料を作成しており、事後に事案を確認する必要がある場合には、議事要旨とともに会議資料を確認することで振り返りができる。

② 非開示部分について

ア 本件記録1及び本件記録3には、審査請求人以外の第三者に関する情報が含まれ、開示されることにより、審査請求人以外の権利利益を害するおそれがあるため、条例第20条第2号に該当する。

イ 本件記録1及び本件記録3には、いじめに関する具体的な事実の内容や対応が記載されており、本件記録1及び本件記録3の非開示部分を開示すると、いじめの関係者への影響を与えることになり、いじめの関係者に配慮した記載しかできなくなる。また、参加者が自由に意見を述べることができなくなり、自

由かつ率直な意見交換が妨げられることから、条例第20条第5号に該当する。
ウ いじめの被害者や加害者は、心身が未だ発達途上の児童生徒である。そのため、本件記録1及び本件記録3に記載の非開示部分を開示した場合、当事者がどのように受け止めるのかを想定することは非常に困難である。特に、心身が発達途上にある当事者は、精神的に不安定であることも想定され、当事者によっては、学校や他の当事者に対する信頼を失ったり、思い悩んだりすることも考えられる。

報告書は、本件処分後に、いじめ防止対策委員会が対面で留意点等を説明の上で交付する予定の文書であった。そのため、いじめに関する具体的な事実の内容や対応、及び留意点について説明なく開示されると、審査請求人に誤解を与え、学校運営に支障を及ぼすおそれがある。また、いじめ防止対策委員会では、一般的にいじめに係る事実関係が明らかにされ、それがいじめに該当するかどうか判断されるため、児童生徒や保護者がその内容に大きな関心を持つとともに、場合によっては、その内容に不満や不信感を抱きやすいものであるため、児童生徒や保護者に開示した場合、保護者らは、自らの不利な点について、委員を非難したり、なんらかの働きかけがなされたりするおそれがある。

したがって、開示することにより、学校が委員への説明が必要になったり、委員が意見を述べることに萎縮する気持ちが生じ、将来の委員選考にも影響が出たりする等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第20条第6号に該当する。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の争点について

実施機関は、本件個人情報として、本件記録1から本件記録3を特定し、そのうち、本件記録1及び本件記録3については、条例第20条第2号、第5号及び第6号に該当することを理由に、その一部を非開示としている。

一方、審査請求人は、開示された文書は、ファイル番号記号の他、その作成名義人や必要な稟議過程を明示するための確認印のない怪文書である、正しいいじめ防止対策委員会の議事録を開示すべき等を主張するとともに、実施機関がその一部を非開示とした本件記録1及び本件記録3の非開示部分の開示を求めているものと解される。

そこで、当審議会では、実施機関が本件記録1及び本件記録3を本件個人情報として特定した妥当性及び当該非開示部分の条例第20条第2号、第5号及び第6号該当性について、以下検討する。

(2) 本件個人情報の特定の妥当性について

① 当審議会が確認した実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

ア 文部科学省の指針や教育委員会のマニュアルでは、いじめ防止対策委員会の議事録の作成義務はなく、文書記号や文書番号、会議出席者名、責任者名など

の記載内容も定められていない。

イ 委員会の記録については、教員である出席委員の一人が委員会でのやり取りをメモし、不確かな部分を録音で確認するなどして、校長の指導を受けながら原案をまとめ、次回までに委員長の確認、了承を得て確定させた。なお、委員会記録を作成した時点で録音は消去している。

ウ 本件請求に係る委員会の議事録としては、各委員会の議事の要旨を記載した本件記録 1 から本件記録 3 以外の公文書は存在しない。

- ② 以上の実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すような特段の事情も認められないから、実施機関による本件個人情報の特定は妥当である。

(3) 非開示部分の条例第20条該当性について

- ① 条例第20条第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書アからエまでに規定する場合を除き、非開示とする旨定めている。

条例第20条第 5 号は、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とする旨定めている。

条例第20条第 6 号は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とする旨定めている。

- ② 実施機関は、委員会終了後に報告書の内容が確定した日付は明らかでないとしつつ、報告書は審査請求人に交付することを前提に作成し、対面で留意点等を説明の上で交付する予定であったところ、その前に、本件記録 1 及び本件記録 3 の非開示部分を開示すると、審査請求人に誤解を与え、学校運営に支障を及ぼすおそれがある旨などを主張するとともに、今後の委員会における調査において率直な意見交換が妨げられる旨も主張していることから、当審議会としてはまず、非開示部分の条例第20条第 6 号該当性について検討を行うこととする。
- ③ 実施機関は、本件記録 1 及び本件記録 3 の各非開示部分には、いじめに関する具体的な事実の内容や対応について、委員の発言も含めて記載されており、審査請求人に報告書を交付する前にこれらの部分が開示されると、審査請求人に誤解を与えるおそれがあること主張する。

また、報告書の作成後であっても、別の案件の調査のため委員会は開催される

ことから、委員の発言を含むこれらの部分が開示されると、委員が率直な意見を述べることに萎縮するなど、今後のいじめに関する調査に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

- ④ そこで、当審議会において確認したところ、本件記録1及び本件記録3の各非開示部分には、当事者の主張に違いがある事実関係の認定や、いじめに該当するのか、学校の対応が適切であったかという評価を議論した内容が記載されていることが認められた。

また、非開示部分が開示されると、今後の議事録の記載に当たり、率直かつ具体的な記載が期待できなくなり、前記4、(2)のとおり、委員会の議事録の記載内容に関する定めがないことから、議事録の記載内容が形骸化するなどの懸念もあることも考慮すると、実施機関の主張するように審査請求人に誤解を与えたり、委員が率直な意見を述べることを躊躇することで、いじめ対策委員会の調査に支障が生じるおそれは否定できない。

- ⑤ なお、実施機関は、条例第20条第2号及び第5号の規定にも該当すると主張しているが、上記のとおり本件記録1及び本件記録3の非開示部分は、条例第20条第6号に該当すると認められることから、条例第20条第2号及び第5号の該当性については、当審議会において重ねて判断しないものとする。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関の対応などについて、種々の主張を述べるが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年2月8日	審査庁から諮問
令和5年4月17日	実施機関から弁明意見書を受理
令和5年7月3日	審査請求人から反論意見書を受理
令和6年1月31日（第250回審査請求部会）	審議
令和6年2月21日（第251回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和6年3月6日（第252回審査請求部会）	審議
令和6年4月17日（第253回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議

令和 6 年 5 月 22 日（第 254 回 審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和 6 年 6 月 19 日（第 255 回 審査請求部会）	審議
令和 6 年 7 月 24 日（第 256 回 審査請求部会）	審議
令和 6 年 8 月 28 日（第 257 回 審査請求部会）	審議
令和 6 年 9 月 18 日（第 258 回 審査請求部会）	審議
令和 6 年 10 月 16 日（第 259 回 審査請求部会）	審議